

第6期中期目標期間における

# 広報戦略



令和8年6月

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

## I. 広報戦略の策定の趣旨

- 本研究所は、これまで特別支援教育のナショナルセンターとして、「情報普及」を主要活動の一つとして位置づけ、研究成果の還元はもとより、国の政策や教育現場の課題解決等に資する様々な情報の収集・発信や理解啓発活動に力を入れてきた。
- 特別支援教育については、関連制度の改正や各教育現場の努力等により、その理解や認識が高まっており、研究所としても、各種セミナーの開催、合理的配慮に関するデータベースの構築、リーフレット、ホームページ・SNS 等による情報発信、教材の展示会の実施等を通じて、教育関係者を中心に特別支援教育に関する一層の理解啓発に貢献してきた。
- 特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の有無にかかわらず、全ての学校において実施されるものであること、また、特別支援教育の理解や認識が高まっていることから、今後一層の教員の専門性の向上が求められている。このため、特に教育関係者へ研究所から有益な情報を発信していくことが引き続き求められている。
- また、我が国のインクルーシブ教育システムの構築を推進していくために、幅広く国民から特別支援教育に関する理解を得ることや、国際的な動向把握や情報発信、自治体や学校の課題に合わせた情報提供も重要である。
- このような状況に適切に対応するため、第6期中期目標を踏まえ、研究所として、特別支援教育に関する情報の収集・発信等を戦略的に進めるため、基本方針や具体的方策をまとめた「広報戦略」を策定する。  
なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、さらには所内部・センターでの議論の上、随時、柔軟に見直しを行う。

## II. 広報戦略の目標

- 特別支援教育を担う教師に対して、研究所の研究成果をはじめ、指導・支援に関する実践的で有益な情報を提供し、また研究所が幅広い教師を対象に行う研修事業へのアクセスを向上させるなど、教育現場のニーズに寄り添った具体的な情報支援を戦略的に行うこと。また、全ての教師の特別支援教育に関する理解を促進するため、研究所が公開する研修コンテンツの普及をはじめとする幅広い情報発信に取り組むこと。

- 教育関係者はもとより、広く社会に対して特別支援教育について情報発信や理解啓発を行い、もって幅広い国民から障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進への理解を得ること。その際、我が国が目指すインクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けて、特に国際的なインクルーシブ教育システムの動向を把握し、広く戦略的に情報発信を行うことで、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組むこと。
- 自治体や学校が直面する課題の解決の助けとなるよう、研究所の特別支援教育に関する専門的知見を生かした伴走型の支援や、ナショナルセンターとしての体系的で効果的な情報発信を行い、誰一人取り残さない教育の実現に寄与すること。

これらの活動を通して、特別支援教育の理解促進や教育現場の実践等に貢献し、もって、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を推進していくことを目標とする。

### Ⅲ. 基本方針

- 上記の目標を達成するため、以下の3つの基本方針の下に、推進する。
  1. 特別支援教育に関する情報収集・発信を充実する。  
(戦略的な広報の推進、教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進)
  2. 国際的動向を把握し、それを国内で幅広く発信する。
  3. 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信を行う。

### Ⅳ. 具体的方策

- 戦略的な広報の推進
  1. 本「広報戦略」に基づき、国との緊密な連携のもと、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。
  2. 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体、民間企業各種団体等に対する計画的なヒアリング等を通じて教育現場における課題及びニーズを把握することとし、情報発信に係るデータの分析に加え、発信した情報の活用状況や教育現場の課題・ニーズも踏まえ、「広報戦略」を随時柔軟に見直す。
  3. 情報の発信にあたっては、特別支援教育に係る有益な情報や学びのコンテンツをあらゆる層の教師や支援員等関係者に活用してもらうため、SNSを有効活用するなど様々な手段を活用し、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的

な情報発信・理解啓発の在り方の工夫をする。また、HP等を通じた情報発信については、教師等それぞれのニーズに応えられるよう、ユーザビリティに配慮した情報提供とする。

特に、発達障害の子供に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等について情報提供を行えるよう、有用なコンテンツの整備を進める。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう情報提供の充実を図る。

- (1) ホームページの主要ページについて、エンゲージメント率9割以上を確保する。
- (2) SNSについて、年間3万5千件以上のエンゲージメント数を確保する。

○ 自治体・学校等教育現場の疑問や悩みにワンストップで応える情報発信及びアウトリーチ支援

1. 特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、教育センター、関係機関、関係団体等及び大学と連携を図りながら、特総研のコンテンツの学校等教育現場への浸透を目途として、自治体のニーズを踏まえ、現場の教師を対象とした幅広い広報活動を行う。
2. 基礎的環境整備の状況を踏まえた合理的配慮の提供事例について集約しているインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）及び、特別支援教育における支援機器等教材について実践事例や活用場面と合わせて紹介している特別支援教育教材ポータルサイトについて、教育現場のニーズに応える情報提供となるよう、ウェルビーイングS&Iセンターの企画戦略ユニットの調整のもと機動的・計画的に充実を図る。事例の収集・提供に当たっては、デジタル学習基盤の活用を前提とした学校環境を踏まえたものとし、特に、特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教師へいかに情報を届けるかを意識し、発信方法等を工夫する。
  - (1) インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年12万件を確保する。
  - (2) 障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等の情報を集約管理・データベース化した「特別支援教材ポータルサイト」の検索実行件数について、毎年6万件を確保する。
3. 限られたリソースを最大限活用するため、全国特別支援教育センター協議会について、自治体・教育センター間の情報交換等を促進するため、各センターの

- ニーズも踏まえ、従来の大会等の実施にとどまらない、運用の工夫を行っていく。
4. 自治体を実施する研修会への職員派遣や要請に応じた講師派遣を行う等、様々な機会を捉え、学校現場に寄り添った情報発信・支援を行っていく。インクルーシブ教育システム構築に向けた自治体や学校等教育現場の疑問や悩みに応じるため、インクルーシブ教育システム構築の好事例を収集し、発信する。
  5. 日本人学校等における特別支援教育の充実を図るため、文部科学省総合教育政策局国際教育課及び公益財団法人海外子女教育振興財団等関係機関と緊密に連携しながら、保護者も含めた関係者への情報発信・教育相談支援等を行う。

また、日本人学校等に赴任する管理職や派遣教員教師に対する研修会や海外駐在予定の保護者等に対する、合理的配慮の提供を含む教育相談を通じて、情報提供及び理解啓発を行う。

- (1) 日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的を実施し、派遣教師や保護者に対するアンケートにおいて、情報提供に満足している旨の回答を6割以上確保する。

#### ○ 国内外への情報発信・理解啓発

1. インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けて、国内外の情報収集や関連事業の展開及びその成果の発信を通じて、広く社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組む。
2. 諸外国のインクルーシブ教育システム構築の最新動向について、中期目標期間終了までに9か国以上、政策立案との関わりを踏まえながら把握する。また、諸外国を計画的に訪問し、インクルーシブ教育システムの実態や障害者権利条約への対応等について具体的に情報収集を行う。それら結果について比較分析等を行い、研究所のホームページ等を通じてわかりやすく公表するとともに国に情報提供する。公表する際、障害者権利条約の趣旨を踏まえた我が国の取組について、広く戦略的に情報発信を行う。

さらに、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図る。特に交流協定を締結している韓国国立特殊教育院及びフランス国立インクルーシブ教育高等研究所とは相互に訪問して一層の交流を促進し、研究の充実を図る。これらの成果を国際的なシンポジウム等を開催することにより、広く情報の普及及び理解啓発を図る。

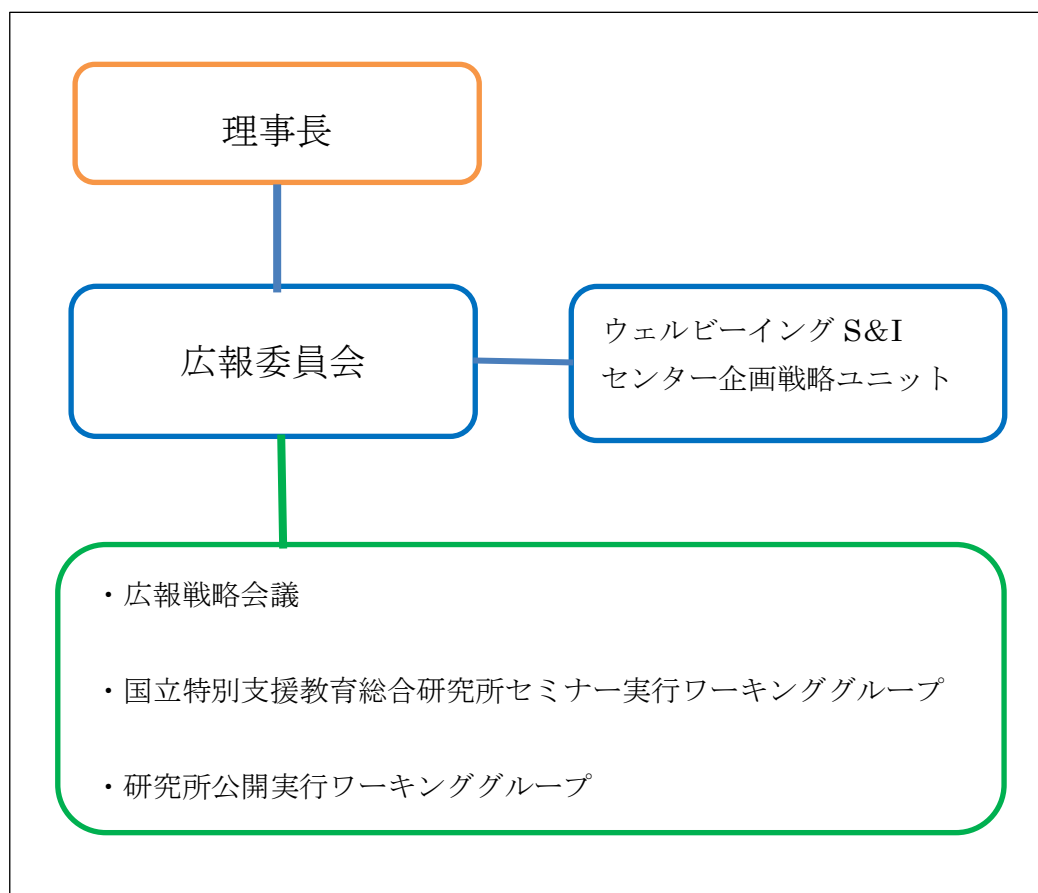
- (1) 諸外国のインクルーシブ教育システム構築の最新動向について情報収集するため、中期目標期間中に9か国以上の書面調査を行う。
  - (2) 諸外国調査の結果について、毎年電子媒体で情報発信し、そのコンテンツへのアクセス数840件以上を目指す。
3. 国内に向けては、教職員を主たる対象として、研究所セミナーを開催する。

また、ホームページ、SNS等を活用した広報を行い、教師以外の保護者や医療・福祉分野の関係者など、幅広い層への特別支援教育に関する理解促進につながるよう取り組む。

このほか、インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けた情報発信や理解啓発を行い、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組む。

## V. 広報推進体制

- 研究所における広報活動を全所的な取組として推進するために、以下のような体制を組織する。



- 広報委員会は、理事を委員長とし、情報・支援部長をはじめとする各部長、センター長により構成し、広報戦略の実施に関わる重要事項について検討する。
- ウェルビーイング S&I センター企画戦略ユニットは、広報戦略に関わる基本的な方向性、規模、体制について検討、意見交換を行う。
- 広報戦略会議は、広報戦略の実施に関わる具体的な方法について、広報委員会で

の検討・審議に資するための検討、意見交換、資料作成を行う。

- 広報戦略に係る具体的な取組のうち、所内の全ての部・センターに関わる事柄については、部署横断的なワーキンググループを設置して着実に実施する。